

平成29年10月4日

小売電気事業者へのアンケート結果について（日本テクノ株式会社）

1. 主旨

題記の会員様に対し当検討会におけるプレゼンを打診したところ、今般ヒアリングを実施することの主旨にはご賛同いただいたものの、プレゼンへの参加はご辞退されたため、それに準ずる対応として以下のアンケート結果を共有させていただくこととした。

2. ヒアリング結果

(1) 容量市場の創設後に想定する電源調達方法の見直し

容量市場の創設後の JEPX の一日前市場の取引価格の推移をみて検討。

【事務局追記】現時点では、容量市場創設後、直ちに電源調達の考え方を見直す判断はなされないとのこと。卸取引市場価格の推移を踏まえ、設備を所有することが有益と判断できる水準感が得られれば、自社電源確保の検討もあり得ること。

(2) 容量市場の創設にあたっての個別論点に対するご意見

①集中型市場・全量オークションでの取引とすることについて

中長期の容量確保の実効性を第一に優先すべき。市場管理者が集中型市場・全量オークションにより一括で調達する方法が実効性を担保できると考えます。

②新設電源と既設電源の扱い

容量市場の創設は、FIT 制度により固定費の回収が担保された自然変動電源である太陽光・風力の導入が進み、結果として変動費が限りなくゼロに近い電気が市場に投入されることで、固定費回収の必要性がある火力電源の稼働が徐々に低下し、需要の変化による価格の高騰や安定供給の支障が生じることを防ぐために議論されていると理解しています。償却が進んでいる火力は容量価値分を得ることで、より廉価にて市場への供給が可能になり、容量市場で上昇した電力コストを低減させる効果となるはずです。競争政策上の非対象規制は、例えばベースロード市場などの本制度の外で手当てや、また、低炭素の要素など別の評価軸を用いるべきであり、本制度では新設・既設の扱いに区別はつけるべきではないと思慮いたします。

③経過措置の是非

容量の価値は、既設と新設を同等に扱うべきであり、経過措置などは不要と考えます。

【事務局追記】経過措置における「既設」「新設」は設問②の「既設」「新設」とは異なる概念であり、当勉強会・検討会において「電源A：容量市場の導入が決定した時点において、既に稼働している電源」「電源B：容量市場の初回オークション以降に事業を開始する電源」と説明してきた電源と認識のうえ、これらの電源が提供するkW 価値に差異は無いとの主旨でご回答をされているとのこと。

④需要曲線の考え方

需要曲線を設定するにあたり、中長期で必要とする供給力を適切な価格で必要量を確保できるよう、容量と価格のバランスを供給計画や海外の事例なども参考に過度な確保や費用負担とならない様、慎重に検討していただきたい。また、設定根拠等を事後で開示し、必要に応じて第三者による検証が行われるべきだと考えます。

⑤その他

- ・ 容量市場創設後の一日前市場の価格について検証することを、容量市場の設計を検討する内容の一部としてご検討いただきたい。
- ・ 容量市場にて落札された電源の稼働率などを検証できるようご検討いただきたい。

以上